各種申請は お早めに

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

保険料の納入通知について

本年度の後期高齢者医療保険料額は、平成29年中の所得を基に決定されます。対象者には7月13日に通知書を郵送しますが、送付される通知書は保険料の納め方によって異なります。詳細は通知書に記載されていますが、不明な点がありましたら、お問い合わせください。

保険料の減免について

天災やそのほかの特別な事情などで、医療機関など での窓口負担や、保険料の納付が著しく困難になった 場合は、申請により保険料の減免を受けられることが ありますので、早めにご相談ください。

後期高齢者医療限度額適用

・標準負担額減額認定証

認定証(白色)を医療機関の窓口で提示すると、1 カ月当たりの医療費の自己負担額や入院時の食事代が 減額されます。

▽**交付対象者** 次の①または②に該当する人は、申請により認定証の交付を受けることができます。

①低所得区分Ⅱに該当する人…世帯員全員が市民税非 課税の人

②低所得区分 I に該当する人…世帯員全員が市民税非 課税の人のうち、世帯全員の各所得が 0 円 (公的年金 の場合は、収入が年額 80 万円以下) である世帯に属 する人および老齢福祉年金受給者

▽**申請方法** 新たに①または②と判定された人には、 7月下旬にお知らせと申請書を送付しますので、手続 きをしてください。 ※既に交付を受けている人の認定証の有効期限は7月31日です。平成29年中の所得状況などにより引き続き①または②と判定された人には、7月下旬に新しい認定証を送付しますので、申請手続きは必要ありません。なお、世帯に平成29年中の収入申告をしていない人がいる場合は、認定証を交付できませんので、世帯員全員の申告をしてください。

▽申請に必要なもの 持参する場合…申請書、印鑑(スタンプ印不可)、マイナンバーが分かるもの(通知カードまたは個人番号カード)、本人確認書類(官公庁発行の顔写真付き身分証明書など)

高額療養費の上限額が変わります

現在、窓口負担が3割となっている現役並み所得区分(住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の後期高齢者医療制度の加入者)が、平成30年8月から3つの区分に分かれ、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人で、ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある人は、新たに「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付申請手続が必要となります。

認定証の交付を希望する人は、後期高齢者医療被保険者証と印鑑(スタンプ印不可)、マイナンバーが分かるもの(通知カードまたは個人番号カード)を持参の上、窓口で手続きしてください。

■問い合わせ・申請先 国 保年金課後期高齢者医療 係(〒036・8551、上 白銀町1の1、市役所1 階、☎40・7046)/岩木・ 相馬総合支所民生課





「弘前」を知り、触れて、伝えていこう!卍学クイズ!答えはどこかのページに隠れているから探してね!

【問題】

「ねぷた」は元々何から始まったものか分かるかな?ヒントは、子どもが元気で健やかな成長ができるようにと祈り願う風習だよ。

- ① 眠り流し
- ② 厄よけ
- ③ 戦勝祈願

もしものために 登録を

「避難行動要支援者名簿」を作成しています

災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に、 自力で避難することが困難で特に支援を必要とする高 齢者や障がい者などを「避難行動要支援者」として事 前に把握し、災害等による緊急時の避難支援や安否の 確認などを実施するための基礎となる「避難行動要支 援者名簿」を作成しています。

この名簿は、対象となる本人の同意により、平常時 から避難支援等関係者に情報提供することとしていま す。

▽**対象** 市内に住む在宅の人で、次の条件のいずれか に該当し、避難に手助けを必要とする人(長期間施設 に入所している人や病院に入院している人を除く)

- ① 75 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人(同じ世帯の他の人が75 歳未満であっても要支援者である場合はこれに含む)
- ②身体障害者手帳1~3級を持っている人
- ③愛護手帳 (療育手帳)の「A判定」を持っている人
- ④精神保健福祉手帳1・2級を持っている人
- ⑤要介護の区分が、要介護3~5の人
- ⑥そのほか、避難行動に支援を必要とする人(難病、 歩行困難、日中に75歳以上の高齢者のみの状態にな

る人など)

※一度登録した人は登録不要です。

▽申請方法 避難行動要支援者名簿への新規登録を受け付けます。登録を希望する人は名簿登録申請書に必要事項を記入の上、福祉政策課(市役所1階)へ郵送または持参してください。申請書は福祉政策課で配布しているほか、市ホームページに様式を掲載しています。なお、代理人による提出、郵送も受け付けます。また、民生委員・児童委員が訪問した際に名簿登録申請書を記入した場合は、民生委員・児童委員が代理として提出し、申請を受け付けます。

▽市から名簿を提供する団体

- ①弘前地区消防事務組合消防本部
- ②弘前警察署
- ③避難行動要支援者が居住する地域の民生委員・児童 委員
- ④弘前市社会福祉協議会
- ⑤避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織 ※④・⑤は団体が希望した場合のみ。
- ■問い合わせ・申請先 福祉政策課総務係 (〒 036・8551、上白銀町1の1、☎ 40・7037)

希望する人は 申請を

青葉団地市営住宅 B 棟の入居者を募集

青葉団地市営住宅B棟(南大町2丁目)の入居者を募集します。なお、現在、他の市営住宅へ入居申請中の人および駅前住宅入居者についても申請可能です。 ▽**募集団地** 青葉団地市営住宅B棟(6階建・エレベーターあり)

▽**募集戸数** 35 戸 (1 LDK = 13 戸、2 LDK = 16 戸〈うち1戸は車椅子専用住戸〉、3 LDK = 6 戸) ※1 LDK は高齢者単身世帯専用 (60 歳以上)、2 LDK・3 LDK は家族世帯専用。

▽住宅使用料(家賃) 1 LDK = 月額 2 万 3,500 円程度、 2 LDK = 月額 2 万 7,100 円程度、 3 LDK = 月額 3 万 1,800 円程度

※上記の金額は各間取りの最低家賃ですので、世帯の 所得金額により異なります。

▽申請期間 7月2日~27日(土・日曜日、祝日を除く)

▽決定方法 弘前市営住宅運営委員会の審議により決

定します。ただし、申請多数の場合は、公開抽選会に より決定します。

■問い合わせ・申込先 財産管理課住宅係 (☎ 35・1321)、市営住宅サービスセンター (☎ 40・7013)

